

住民監査請求の方法

1. 住民監査請求って何ですか。

住民監査請求は、東松山市民の方が、市長等執行機関や職員による公金の支出、財産の管理、契約の締結など財務会計上の行為が、違法又は不当であると認めるとき、このことを証明する書面を添えて、監査委員に対して監査を求め、必要な措置を講ずることを請求するものです。

(地方自治法第242条)

2. どのような場合に監査請求ができるのですか。

監査請求をすることができるのは、次のような東松山市の財務会計上の行為がある場合です。

(1) 違法又は不当な

- ① 公金（東松山市の管理に属する現金など）の支出
- ② 財産（土地、建物、物品など）の取得、管理、処分
- ③ 契約（購入、工事請負など）の締結、履行
- ④ 債務その他の義務の負担（借入れなど）

(2) 違法又は不当に

- ① 公金の賦課、徴収を怠る事実
- ② 財産の管理を怠る事実

(3) 上記（1）の行為が行われることが相当の確実さで予測される場合

なお、上記（2）を除き、監査請求の対象とする行為があった日又は終わった日から1年以上経過している場合には、原則として監査請求をすることはできません。

3. 誰がどのようにして監査請求をするのですか。

(1) 監査請求ができるのは、東松山市に住所を有する方です。

(2) 監査請求することがらについて、措置請求書を作成して申し出ることになっています。

(3) 申し出の際には、違法又は不当とする行為の事実を証明する書面を添付することが必要です。

(例) 新聞記事など

(4) 申し出は、直接持参するか又は郵送してください。

4. 請求書はどのように作成すればよいのですか。

請求書の様式例及び記載内容は、次のとおりです。

措置請求書の様式例

東松山市職員措置請求書

(請求の対象とする執行機関・職員)に関する措置請求の要旨

1. 請求の要旨

※次の事項について、分りやすく簡明に記載してください。

- だれが。(請求の対象となる職員)
- いつ、どのような財務会計上の行為を行っているのか。
- その行為は、どのような理由で違法又は不当であるのか。
- その行為により、どのような損害が生じているのか。
- どのような措置を請求するのか。

2. 請求者

住 所

職 業

氏 名 ※自署する。

地方自治法第242条第1項の規定により、別紙事実証明書を添え、必要な措置を請求します。

年 月 日

東松山市監査委員 (あて)